

認定番号 8
認定日 令和4年7月30日
更新日 令和7年7月30日



株式会社プロゴワス

〈 企 業 概 要 〉

代表者	代表取締役 和田 秀一郎
所在地	鹿児島市南栄三丁目1番4
業種	製造業, サービス業
業務概要	プリント関連事業(データプリント, ビジネスフォーム, 発送代行), データ活用事業(データエントリー, 文書・帳票の電子化)等
ホームページ	https://progowas.jp/

〈 働き方改革の取組内容 〉

社内の意識向上	イクボス・よかボス宣言 ・各グループ長がイクボス・よかボス宣言をし, 職場でのワーク・ライフ・バランスを推進し, 共に働く部下のキャリアと人生を応援する雰囲気醸成 1 on 1 ミーティング ・月に1回, 上司と部下が1対1で行う対話の時間を設定し, 部下は上司に聞いてもらいたい話を自由に話し, 上司は部下の話に耳を傾け, 部下の現状や悩みに寄り添い支援
---------	---

長時間労働縮減の促進	毎週水曜日をノー残業デーに設定 時間外勤務の事前申請・承認制度
------------	------------------------------------

休暇の取得促進 (休みやすい環境整備)	時間単位, 半日単位での年次有給休暇取得可能
	勤怠管理システムにて年次有給休暇の残日数を教示
	年次有給休暇の計画的付与
	特別有給休暇制度 (結婚休暇, 配偶者出産休暇, 永年勤続休暇など)

柔軟・多様な働き方がしやすい環境整備	時差出勤制度
	短時間正社員制度
	在宅勤務制度

治療と仕事の両立 支援・健康支援	35 歳以上の従業員に生活習慣病予防健診の受診勧奨
	ハラスメント相談窓口の設置
	産業医による個別面談（健康診断後，メンタル不調者， 休職時，復職時）
	こうのとりの休暇（不妊治療を受けるための休暇制度。年 5日を限度に特別休暇を付与）

育児と仕事の両立 促進	育児目的休暇（有給）の設定
	・ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する社員 は，育児（出産の準備を含む）に関する目的のために， 年次有給休暇とは別に，1 年間につき 5 日（2 人以上 の場合は 1 年間につき 10 日を限度として）取得可
	育休に関する相談窓口の設置
	育休取得促進に関する方針の周知